

外国の地方公共団体の機関等に派遣される武蔵野市職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月1日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

外国の地方公共団体の機関等に派遣される武蔵野市職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される武蔵野市職員の処遇等に関する条例（平成5年3月武蔵野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 武蔵野市一般職の職員の定年等に関する条例（昭和60年3月武蔵野市条例第30号）第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(5) (略)</p> <p>付 則</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 武蔵野市一般職の職員の定年等に関する条例（昭和60年3月武蔵野市条例第30号。<u>以下「定年条例」という。</u>）第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p><u>(5) 定年条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>付 則</p>	<p></p> <p>字句の追加</p> <p>号の追加</p> <p>号の繰下げ</p>

1 及び 2 (略)	1 及び 2 (略) (経過措置) <u>3 武蔵野市一般職の職員の定</u> <u>年等に関する条例の一部を改</u> <u>正する条例(令和 年 月武</u> <u>蔵野市条例第 号)付則第 2</u> <u>条第 1 項の規定により期限の</u> <u>延長をすることとされている</u> <u>職員は、定年条例第 4 条第 2</u> <u>項の規定により期限を延長す</u> <u>ることとされている職員とみ</u> <u>なして、この条例の規定を適</u> <u>用する。</u>	項の追加
------------	--	------

付 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

地方公務員法の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 63 号)の施行による地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)の改正を踏まえ、所要の改正をするものである。